

# 九条は世界の宝・憲法が花ひらく日本を — 憲法九条、未来をひらく —

ジエームス・三木作詞の歌

「わたしを褒めてください」

この世に生まれて五十八年  
わき目もふらずに働きました  
あれから日本は戦争を  
いちども起こしておりません  
あれから日本は外国人を  
ひとりも殺しておりません  
なんて素敵に国際貢献

この世に生まれて五十八年  
私はまだまだ役に立ちます  
百年わたしが生きたなら  
世界はきつじゅうぐいでしょ  
日本の憲法第九条が  
みんなの夢であることを  
どうか私を守ってください  
お払い箱にしないでください

空から爆弾落としますか  
それとも愛を信じますか  
決断するのは日本国民  
主権を持ったあなたです  
どうかわたしを守ってください  
なんて素敵に国際貢献  
どうかわたしを褒めてください

## 戦争の放棄

### 第九条

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



## ● 「九条を守る阿賀野の会」とは

結成大会には「こういう会を待っていた、私も加入して九条を守る気持ちを表したい」「会に入って小さな力でも何かをしたい」、などという声が各地から寄せられました。

小さな力を合わせて、全国の流れに合流しましょう。あなたもぜひご加入をしてください。このチラシと一緒にお配りしました呼びかけ人による『加入賛同のお願い』と『賛同申し込み用紙』をご覧ください。

発行・事務局(稲垣恵造) ☎(0250)-62-5203

「憲法を守り、  
二度と過ちを  
繰り返してはならない」

本田 富雄 市長

— 二〇〇五年九月議会答弁より

憲法九条、つまり戦争の放棄については、実際に戦争体験をし、その悲惨な有様を目の当りにした者としては、他国に対して武力を行使してはならないことは当然のこと、議論の余地はありません。一方、他国の脅威に対し、自国を守るには、自衛するための体制を整備しておくことも、当然必要です。

唯一の被爆国として、戦後六十年を迎えた今なお、大勢の方々が苦しみ耐えています。が、昨今、各方面で憲法の見直しが議論されており、とりわけ第九条が焦点になっています。

わが国は民主主義国家であり、政党や各方面の方々が、見解を述べることは自由ですが、地方自治を預かる私としては、現憲法を守り、二度と戦争という過ちを繰り返してはならないと考えています。そして、すべての阿賀野市民の安全と幸福、福祉都市実現に向けて、今後も努力を重ねる所存です。」

